

「山都町ごみ分別ガイドブック」に 広告を掲載しませんか？

町では、町民のみなさんがごみの分別方法をわかりやすく確認できるよう解説した冊子、「山都町ごみ分別ガイドブック」を本町と株式会社サイネックスの官民協働事業として作成します。この「山都町ごみ分別ガイドブック」には、ごみの分別方法やリサイクルに関する情報など、日々の生活に役立つ内容をまとめています。「山都町ごみ分別ガイドブック」は、地域事業者のみなさんのご協力による広告掲載費用で発行します。広告掲載にご興味のある事業者様は共同発行者である株式会社サイネックスまでお気軽にお問い合わせください。また、株式会社サイネックスの担当者が事業所を訪問し、広告掲載についてのご案内をさせていただきます。訪問の際はご理解、ご協力のほど、よろしくお願いします。

【事業に関する問合せ先】

環境水道課 環境衛生係 ☎72-4002

【広告掲載に関する問合せ先】

株式会社サイネックス熊本支店 ☎096-362-9796

- (1)制作仕様 : A4版、4色フルカラー 約24ページ程度
- (2)発行部数 : 6,200部
- (3)発行日 : 令和8年2月(配布は3月中旬頃を予定しています)

問合せ 環境水道課 ☎72-4002



Yamato Information

相 談

【年金相談】
希望される方は事前予約が必要です。
日時 10月10日、11月14日
午前10時～午後3時
場所 千寿苑
申込 ☎096136712503
熊本東年金事務所

【音声案内①②を押し、山都町年金相談予約とお申し出ください】
問合せ 健康ほけん課 ☎72-1295

【認知症相談】
ご自身またはご家族の認知症に関する相談会を行います。
相談日 10月14日、11月11日
午前10時半～
場所 役場本庁 会議室
問合せ 地域包括支援センター ☎72-1677
希望される方は事前予約が必要です。

【行政相談】
総務省では、行政相談制度について広く理解され、利用していただけるよう9月から10月を「行政相談月間」としています。行政に対する意見、要望などありましたら何でもご相談ください。
日時 10月16日、午前9時～正午
場所 役場本庁、各支所
その他 相談は無料で、秘密は固く守られます。どうぞお気軽にご相談ください。
※相談日以外でも問合せ先へ連絡いただくと後日相談員へお取次ぎいたします。
問合せ 総務課 ☎72-1111

お知らせ

【上益城消防フェア2025が開催されます】
防火・防災意識の高揚と消防に対する理解と協力を深めるため、「上益城消防フェア」が開催されます。
日時 11月22日
午前10時～午後1時(小雨決行)
場所 上益城消防署 敷地内
上益城郡御船町辺田見169

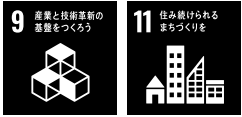
入場料 無料
イベント内容 ①消防体験・救助体験
②火災予防啓発コーナー ③救急コーナー
④消防の絵展示
問合せ 上益城消防組合消防本部
警防通信指令課 ☎096128211969

【甲種防火管理資格取得講習会】
上益城消防組合消防本部では、甲種防火管理資格取得講習会を次の日程で実施します。
実施日 11月20日 午前9時～午後5時
11月21日 午前9時～正午
受講場所 上益城消防組合消防本部
申込受付 10月14日～10月24日
※FAX、メールでのみ受付
(先着35名)
受講申請書 管内各事業所へ送付します。なお、上益城消防本部のホームページからもダウンロードできます。
受講料 4100円(テキスト代含む)
問合せ 上益城消防本部予防指導課 ☎096128211963

【非常呼集による消火訓練を行います】
町内各所において、火災発生を想定した非常呼集消火訓練を実施します。
左記の日程で、防災行政無線からの緊急放送を合図に、消防車両がサイレンを鳴らして出動します。
大変ご迷惑をおかけしますが、ご理解とご協力をお願いします。
日時 11月9日
午前5時20分～午前6時の間に防災無線の緊急放送が流れます。
問合せ 総務課 72-1111

【秋季全国火災予防運動】
火災が発生しやすい時季を迎えるにあたり、毎年実施されています。
家庭や職場、地域で火の用心を心がけましょう。
防火標語 「急ぐ日も 足止め火を止め 準備よし」
実施期間 11月9日～11月15日
10のポイント (4つの習慣)
1 寝たばこは絶対しない、させない
2 ストープの周りに燃えやすいものを置

おおるりメゾンド浜町の入居者を募集します



受付期間・場所 10月30日まで(土日祝日を除く)の「午前8時30分～午後5時まで」
建設課または各支所地域振興係

抽選会 11月11日 午前10時(時間厳守)役場本庁 (必ず印鑑および受付番号表を持参のうえ出席)

募集住戸情報

山都町下市53番地1 地域優良賃貸住宅 1戸 2LDK 65.38㎡(令和4年度建設・鉄骨造・全洋室)※オートロック、宅配ボックス、各部屋電気自動車コンセント付、屋内交流スペース有(41.1㎡)

家賃等(いずれも月額)

家賃43,000円、共益費6,500円、駐車場代2,000円／台(1戸あたり2台まで)

入居資格

- ① 自ら居住するために住宅を必要とする者であること。
- ② 次のいずれかに該当する世帯であること。
ア 子育て世帯(同居者に18歳未満の者または妊娠している者がいる者。)
イ 新婚世帯であって、妻の年齢が43歳を超えていないこと。
※新婚世帯とは配偶者(婚姻の届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者その他婚姻の予約者を含む。)を得て5年以内の者がいる者をいう。
- ③ 所得が、月額68,000円を超え487,000円以下であること。(所得金額から扶養等控除した額を12か月で除した額)
- ④ その属する世帯の世帯員に町税その他の町が徴収する料金などの滞納がないこと。
- ⑤ 暴力団員でないこと。

申込時提出書類

- ①入居申込書兼同意書 ②住民票(入居者全員) ③所得証明書(入居者全員。無職であっても提出)
- ④町税・料金等滞納照会に係る同意書(納入義務者全員)
- ※入居者全員がマイナンバーカードをお持ちであれば、②住民票・③所得証明書の提出を省略することができます。

入居者の選定方法

応募者多数の場合は抽選により決定する。

入居資格の喪失と住宅の明渡し(重要) (山都町すくすく子育て支援住宅条例第29条、30条、31条)

町長は入居者が次に掲げる要件のいずれかに該当した場合にあっては、入居資格喪失者として認定し、期限を定めて住宅の明渡しを請求します。

- ① その同居する子ども(複数あるときは最年少である子どもに限る。)の年齢が18歳に達した日以後最初の3月31日が到来したとき。
- ② 子どもを有しない状態で、妻の年齢が43歳に達したとき。
- ③ 婚姻関係または事実上の婚姻関係と同様の事情が解消された場合であって、当該解消された後、居住を継続しようとする世帯が子育て世帯に該当しないとき。
- ④ 入居者の所得が月額487,000円を超えたとき。

ただし、④のみに該当する場合で、入居者が明渡し請求の期限後も継続して入居を続けるときは、毎月近傍同種家賃の額の賃料を支払う必要があります。

※上記以外の詳しいことにつきましては、建設課までお問い合わせください。

問合せ 建設課 ☎72-1145